

居宅介護支援契約書

_____（以下「利用者」という。）と鳥羽市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、各々対等の立場でその内容を確認し、次のとおり契約を行います。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を提供します。また、利用者はこれらの業務の遂行に必要な協力を行います。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和 年 月 日から始まり、利用者の要介護（支援）認定の有効期間満了をもって終了するものとします。ただし、契約期間満了の日の2日前までに利用者が事業者に対して契約終了を申し出ない限り、この契約は自動更新するものとし、以後も同様とします。

（居宅介護支援の担当者）

第3条 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。

2. 事業者は、担当者を選任又は変更する場合は、利用者の日常生活状況及び意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合は、あらかじめ利用者と協議します。
3. 介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、その都度身分証を提示します。

（居宅介護支援の内容）

第4条 居宅介護支援の内容は次のとおりとします。

居宅介護支援の内容	介護保険適用の有無
①居宅サービス計画の作成	左記の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。
②居宅サービス事業者との連絡調整	
③サービス実施状況の把握及び評価	
④利用者の日常生活状況の把握	
⑤給付管理	
⑥要介護（支援）認定申請に対する協力	
⑦相談業務	

2. 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員は利用者の日常生活状況の把握のため、利用者の要介護（支援）認定の有効期間中、概ね月1回程度、利用者の居宅へ訪問します。

(利用料金の支払い)

第5条 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービスの利用料金については、事業者が法律の規定に基づき、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受ける場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受けることができない場合は、利用者は、重要事項説明書に定める利用料金の金額を、事業者に対し一旦全額支払うものとします。

2. 利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

(利用料金の変更)

第6条 前条第1項に定める利用料金について、利用者負担金は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

(居宅サービス計画の変更等)

第7条 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスが円滑に提供されるように、サービス事業者等への連絡調整を行います。

2. 事業者は、利用者が居宅サービス計画の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者等への連絡調整等を行います。

(サービス提供の記録等)

第8条 事業者は、居宅介護支援業務の提供内容に関する記録を行うとともに、これを利用者の要介護（支援）認定期間の満了の日から5年間保管します。

2. 利用者又はその家族は、事業者の保管するこの記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(利用者の解約等)

第9条 利用者は、契約期間中にこの契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。ただし、利用者の病状の急変又は緊急の入院などの止むを得ない事情がある場合には、契約終了を希望する日の7日以内であっても、申し出によりこの契約を解約することができます。

2. 利用者は、次の場合は事業者に申し出を行うことにより、事前申出期間外であっても、この契約を解約することができます。

(ア) 事業者が、正当な理由なしに居宅介護支援の提供を行わない場合

(イ) 事業者が、守秘義務に違反した場合

(ウ) 事業者が、利用者やその家族等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

(エ) 事業者が破産した場合

(オ) その他、事業者がこの契約に定める居宅介護支援の提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

(事業者の解約処置)

第10条 事業者は、事業規模の縮小又は事業所の休廃止等、この契約に基づく居宅介護支援の提供が困難になるなど止むを得ない事情がある場合には、利用者に対してこの契約の解約を、予定する日から1ヶ月以内に、利用者に解約理由を示した文書を通知することにより、この契約を解約することができます。

ただし、利用者又はその家族等が、事業者や従事者に対してこの契約を継続しがたい不信行為を行った場合は、1ヶ月前以上の申し出の期間に関係なく、この契約を解約することができます。

(契約の自動終了)

第11条 契約の自動終了については次のとおりとします。

1. 利用者が、介護保険施設に入所した場合
2. 利用者の介護認定区分が自立と判定された場合
3. 利用者が死亡した場合

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第12条 事業者及び従事者は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この秘密を保持する義務は、契約終了後も同様とします。

2. 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。又、利用者の家族の個人情報についても、同様とします。
3. 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む。）については、厳重に管理し、処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(賠償責任)

第13条 事業者は、居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等に損害を与えたときは、その責任の範囲内において、利用者に対してその損害を賠償します。

(苦情対応)

第14条 事業者は、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者の要望又は苦情等に対し迅速、かつ、適切に対応します。

(合意裁判管轄)

第15条 この契約の履行について、止むを得ず訴訟となった場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者はあらかじめ合意します。

(契約外事項等)

第16条 この契約及び介護保険法等の関係法令定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者及び事業者が協議して定めます。

2. この契約は、介護保険法に基づくサービスを対象としていますが、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要になります。

以上の契約を証するため本書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印のうえ各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

事業者 事業者名 社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会
所在地 三重県鳥羽市大明東町2番5号
代表者名 会長 中村 幸照

事業所名 鳥羽市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
所在地 三重県鳥羽市大明東町2番5号

居宅介護支援に関する相談、苦情について

【事業所の窓口】 鳥羽市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	所在地 三重県鳥羽市大明東町2番5号 電 話 0599-25-1188 FAX 0599-25-1117 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
【市町村の窓口】 鳥羽市役所 健康福祉課 長寿介護係	所在地 三重県鳥羽市大明東町2番5号 電 話 0599-25-1186 FAX 0599-25-1154 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	所在地 三重県津市桜橋2丁目96番地 (三重県自治会館内) 電 話 059-222-4165 FAX 059-228-5319 受付時間 午前9時～午後5時

(R6.04.1)